



福岡医発第227号(地)

平成30年 4月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病及び疾患群の追加等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病につきましては、これまでに14疾患群722疾病が告示され、小児慢性特定疾病医療費の支給（医療費助成）が実施されているところであります。

今般、平成30年4月1日より別添のとおり34疾病及び2疾患群を医療費助成の対象として追加することが告示（平成30年厚生労働省告示第60号、61号）され、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知方依頼がありました。（医療費助成の対象は、16疾患群756疾病に拡大）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、新規に追加された小児慢性特定疾病に関する「疾病の状態の程度」、「医療意見書」及び「周知用ポスター」につきましては、小児慢性特定疾病情報センターHP（<https://www.shouman.jp/disease/H300401add>）に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
副会長 山下拓郎

(地Ⅲ248)

平成30年3月27日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 川 広 己

小児慢性特定疾病及び疾患群の追加等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病につきましては、これまでに14疾患群722疾病が告示され、小児慢性特定疾病医療費の支給(医療費助成)が実施されているところであります。

今般、平成30年4月1日より別添のとおり34疾病及び2疾患群を医療費助成の対象として追加することが告示(平成30年厚生労働省告示第60号、第61号)され、厚生労働省より本会に対して周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。(医療費助成の対象は、16疾患群756疾病に拡大)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、新規に追加された小児慢性特定疾病に関する「疾病の状態の程度」、「医療意見書」及び「周知用ポスター」につきましては、小児慢性特定疾病情報センターHP(<https://www.shouman.jp/disease/H300401add>)に掲載されておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 19 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

小児慢性特定疾病及び疾患群の追加等について

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病については、社会保障審議会やパブリックコメントの御意見を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日より 34 疾病（うち 1 疾病は包括疾病）及び 2 疾患群を新たに追加することとしました。

このため、下記 1 及び 2 までに掲げる告示の改正について、法第 19 条の 3 に基づく支給認定に関する事務を行う都道府県、指定都市及び中核市に対して周知を行いました。

つきましては、貴会からも、都道府県医師会を通じ、同条に基づき小児慢性特定疾病に関する診断を行う小児慢性特定疾病指定医へ周知いただけるよう、御配慮方よろしくお願いいたします。

なお、下記 1 により改正された「疾病の状態の程度」、「医療意見書」及び「周知用ポスター」については、下記 3 のリンク先に掲載していますので、周知に当たりご活用ください。

記

1. 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 19 日厚生労働省告示第 60 号）」
2. 「厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 30 年 3 月 19 日厚生労働省告示第 61 号）」
3. リンク先：<https://www.shouman.jp/disease/H300401add>

以上

○厚生労働省告示第六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十六表までに掲げるとおりとする。				児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。			
第一表　（略）				第一表　（略）			
第二表　慢性腎疾患				第二表　慢性腎疾患			
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度	区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)				(略)			
慢性糸球体腎炎	(略)	(略)	(略)	慢性糸球体腎炎	(略)	(略)	(略)
	36	(略)	(略)		36	(略)	(略)
	37	フィブロネクチン腎症	^{たん} 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合		(新設)	(新設)	(新設)
	38 ～ 40	(略)	(略)		37 ～ 39	(略)	(略)
	41	リボタンパク糸球体症	^{たん} 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合		(新設)	(新設)	(新設)
	42	(略)	(略)		40	(略)	(略)

	<u>43</u>	29から <u>42</u> までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	(略)
(略)	<u>44</u> ～ <u>48</u>	(略)	(略)

備考 (略)

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第四表 慢性心疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
内臓錯位症候群	(略)	(略)	(略)
<u>乳児特発性僧帽弁腱索断裂</u>	<u>76</u>	<u>乳児特発性僧帽弁腱索断裂</u>	<u>治療中である場合又は第2基準を満たす場合</u>
(略)	<u>77</u> ～ <u>98</u>	(略)	(略)

備考 (略)

	<u>41</u>	29から <u>40</u> までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	(略)
(略)	<u>42</u> ～ <u>46</u>	(略)	(略)

備考 (略)

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
<u>リンパ管腫／リンパ管腫症</u>	<u>15</u>	<u>リンパ管腫／リンパ管腫症</u>	<u>治療が必要な場合</u>

第四表 慢性心疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
内臓錯位症候群	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	<u>76</u> ～ <u>97</u>	(略)	(略)

備考 (略)

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
抗利尿 ホルモ ン（A DH） 不適切 分泌症 候群	34	抗利尿ホルモン（ADH） 不適切分泌症候群	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>35</u> ～ <u>46</u>	(略)	(略)
性分化 疾患	<u>47</u> ～ <u>49</u>	(略)	(略)
	<u>50</u>	<u>47</u> から <u>49</u> までに掲げるもの のほか、46, X Y性分化疾患	(略)
	<u>51</u> ～ <u>53</u>	(略)	(略)
(略)	<u>54</u> ・ <u>55</u>	(略)	(略)
先天性	<u>56</u>	(略)	(略)

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
抗利尿 ホルモ ン（A DH） 不適合 分泌症 候群	34	抗利尿ホルモン（ADH） 不適合分泌症候群	(略)
骨形成 不全症	<u>35</u>	骨形成不全症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
(略)	<u>36</u> ～ <u>47</u>	(略)	(略)
性分化 疾患	<u>48</u> ～ <u>50</u>	(略)	(略)
	<u>51</u>	<u>48</u> から <u>50</u> までに掲げるもの のほか、46, X Y性分化疾患	(略)
	<u>52</u> ～ <u>54</u>	(略)	(略)
(略)	<u>55</u> ・ <u>56</u>	(略)	(略)
先天性	<u>57</u>	(略)	(略)

副腎過形成症	～ <u>61</u>		
	<u>62</u>	<u>56</u> から <u>61</u> までに掲げるもののほか、先天性副腎過形成症	(略)
(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
多発性内分泌腫瘍	<u>64</u> ・ <u>65</u>	(略)	(略)
	<u>66</u>	<u>64</u> 及び <u>65</u> に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍	(略)
(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
低アルドステロン症	<u>68</u> ・ <u>69</u>	(略)	(略)
	<u>70</u>	<u>68</u> 及び <u>69</u> に掲げるもののほか、低アルドステロン症	(略)
(略)	<u>71</u> ・ <u>72</u>	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)

副腎過形成症	～ <u>62</u>		
	<u>63</u>	<u>57</u> から <u>62</u> までに掲げるもののほか、先天性副腎過形成症	(略)
(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
多発性内分泌腫瘍	<u>65</u> ・ <u>66</u>	(略)	(略)
	<u>67</u>	<u>65</u> 及び <u>66</u> に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍	(略)
(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
低アルドステロン症	<u>69</u> ・ <u>70</u>	(略)	(略)
	<u>71</u>	<u>69</u> 及び <u>70</u> に掲げるもののほか、低アルドステロン症	(略)
(略)	<u>72</u> ・ <u>73</u>	(略)	(略)
軟骨異栄養症	<u>74</u>	<u>軟骨低形成症</u>	<u>治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。</u>
	<u>75</u>	<u>軟骨無形成症</u>	<u>同上</u>

(略)	<u>73</u> ～ <u>80</u>	(略)	(略)
慢性副腎皮質機能低下症	<u>81</u> ～ <u>84</u>	(略)	(略)
	<u>85</u>	<u>81</u> から <u>84</u> までに掲げるもののほか、慢性副腎皮質機能低下症（アジソン病を含む。）	(略)
(略)	<u>86</u> ・ <u>87</u>	(略)	(略)
内分泌疾患を伴うその他の症候群	<u>88</u>	(略)	(略)
	<u>89</u>	ヌーナン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。 <u>ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。</u>
	<u>90</u>	バルデー・ビードル症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	<u>91</u> ・ <u>92</u>	(略)	(略)

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

(略)	<u>76</u> ～ <u>83</u>	(略)	(略)
慢性副腎皮質機能低下症	<u>84</u> ～ <u>87</u>	(略)	(略)
	<u>88</u>	<u>84</u> から <u>87</u> までに掲げるもののほか、慢性副腎皮質機能低下症（アジソン病を含む。）	(略)
(略)	<u>89</u> ・ <u>90</u>	(略)	(略)
内分泌疾患を伴うその他の症候群	<u>91</u>	(略)	(略)
	<u>92</u>	ヌーナン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	<u>93</u>	バルデー・ビードル症候群	<u>同上</u>
	<u>94</u> ・ <u>95</u>	(略)	(略)

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 1 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。

(1)～(3) (略)

- 2 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6 ng/ml（GHRP-2負荷では16 ng/ml）以下である場合に限る。）による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

(1) (略)

(2) 年間の成長速度が、2年以上にわたるか否かを問わず、別表第三に掲げる値以下で経過していること。

- 3 ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

(1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

(2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

- 4 ヌーナン症候群による低身長の場合 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

5・6 (略)

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

1 (略)

- 2 腎機能低下、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、ヌ

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 1 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。

(1)～(3) (略)

- 2 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（1種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6 ng/ml（GHRP-2負荷では16 ng/ml）以下である場合に限る。）、ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

(1) (略)

(2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

(新設)

(新設)

3・4 (略)

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

1 (略)

- 2 腎機能低下、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟

ーナン症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

Ⅲ (略)

第六表・第七表 (略)

第八表 先天性代謝異常

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
結合組織異常症	31	(略)	(略)
	(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)
	32	(略)	(略)
	33	31及び32に掲げるもののほか、結合組織異常症	(略)
脂質代謝異常症	34～38	(略)	(略)
	39	34から38までに掲げるもののほか、脂質代謝異常症	(略)
	40～	(略)	(略)

骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。

Ⅲ (略)

第六表・第七表 (略)

第八表 先天性代謝異常

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
結合組織異常症	31	(略)	(略)
	32	大理石骨病	同上
	33	低ホスファターゼ症	同上
	34	(略)	(略)
	35	31から34までに掲げるもののほか、結合組織異常症	(略)
脂質代謝異常症	36～40	(略)	(略)
	41	36から40までに掲げるもののほか、脂質代謝異常症	(略)
脂肪酸代謝異	42～	(略)	(略)

常症	<u>48</u>		
	<u>49</u>	<u>40</u> から <u>48</u> までに掲げるもののほか、脂肪酸代謝異常症	(略)
神経伝達物質異常症	<u>50</u> ～ <u>55</u>	(略)	(略)
	<u>56</u>	<u>50</u> から <u>55</u> までに掲げるもののほか、神経伝達物質異常症	(略)
(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
糖質代謝異常症	<u>58</u> ～ <u>72</u>	(略)	(略)
	<u>73</u>	<u>58</u> から <u>72</u> までに掲げるもののほか、糖質代謝異常症	(略)
ビタミン代謝異常症	<u>74</u>	(略)	(略)
	<u>75</u>	<u>74</u> に掲げるもののほか、ビタミン代謝異常症	(略)
プリンピリジン代謝異常症	<u>76</u> ～ <u>80</u>	(略)	(略)
	<u>81</u>	<u>76</u> から <u>80</u> までに掲げるもののほか、プリンピリジン代謝異常症	(略)
ペルオキシソーム病	<u>82</u> ～ <u>84</u>	(略)	(略)
	<u>85</u>	<u>82</u> から <u>84</u> までに掲げるも	(略)

常症	<u>50</u>		
	<u>51</u>	<u>42</u> から <u>50</u> までに掲げるもののほか、脂肪酸代謝異常症	(略)
神経伝達物質異常症	<u>52</u> ～ <u>57</u>	(略)	(略)
	<u>58</u>	<u>52</u> から <u>57</u> までに掲げるもののほか、神経伝達物質異常症	(略)
(略)	<u>59</u>	(略)	(略)
糖質代謝異常症	<u>60</u> ～ <u>74</u>	(略)	(略)
	<u>75</u>	<u>60</u> から <u>74</u> までに掲げるもののほか、糖質代謝異常症	(略)
ビタミン代謝異常症	<u>76</u>	(略)	(略)
	<u>77</u>	<u>76</u> に掲げるもののほか、ビタミン代謝異常症	(略)
プリンピリジン代謝異常症	<u>78</u> ～ <u>82</u>	(略)	(略)
	<u>83</u>	<u>78</u> から <u>82</u> までに掲げるもののほか、プリンピリジン代謝異常症	(略)
ペルオキシソーム病	<u>84</u> ～ <u>86</u>	(略)	(略)
	<u>87</u>	<u>84</u> から <u>86</u> までに掲げるも	(略)

		ののほか、ペルオキシソーム病	
ミトコンドリア病	<u>86</u> ～ <u>93</u>	(略)	(略)
	<u>94</u>	<u>86</u> から <u>93</u> までに掲げるもののほか、ミトコンドリア病	(略)
有機酸代謝異常症	<u>95</u> ～ <u>110</u>	(略)	(略)
	<u>111</u>	<u>95</u> から <u>110</u> までに掲げるもののほか、有機酸代謝異常症	(略)
ライソゾーム病	<u>112</u> ～ <u>138</u>	(略)	(略)
	<u>139</u>	<u>112</u> から <u>138</u> までに掲げるもののほか、ライソゾーム病	(略)

第九表・第十表 (略)

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
遺伝子異常による白質脳症	(略)	(略)	(略)
	3	(略)	(略)
	<u>4</u>	<u>先天性大脳白質形成不全</u>	<u>同上</u>

		ののほか、ペルオキシソーム病	
ミトコンドリア病	<u>88</u> ～ <u>95</u>	(略)	(略)
	<u>96</u>	<u>88</u> から <u>95</u> までに掲げるもののほか、ミトコンドリア病	(略)
有機酸代謝異常症	<u>97</u> ～ <u>112</u>	(略)	(略)
	<u>113</u>	<u>97</u> から <u>112</u> までに掲げるもののほか、有機酸代謝異常症	(略)
ライソゾーム病	<u>114</u> ～ <u>140</u>	(略)	(略)
	<u>141</u>	<u>114</u> から <u>140</u> までに掲げるもののほか、ライソゾーム病	(略)

第九表・第十表 (略)

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(略)			
遺伝子異常による白質脳症	(略)	(略)	(略)
	3	(略)	(略)
	(新)	(新設)	(新設)

		<u>症</u>	
	<u>5</u> ・ <u>6</u>	(略)	(略)
	(削 る)	(削る)	(削る)
エカル ディ・ グティ エール 症候群	(略)	(略)	(略)
<u>A T R</u> <u>一X症</u> <u>候群</u>	<u>8</u>	<u>A T R一X症候群</u>	<u>運動障害、知的障害、</u> <u>意識障害、自閉傾向、</u> <u>行動障害（自傷行為又</u> <u>は多動）、けいれん発</u> <u>作、皮膚所見（疾病に</u> <u>特徴的で、治療を要す</u> <u>るものをいう。）、呼</u> <u>吸異常、体温調節異常</u> <u>、温痛覚低下、骨折又</u> <u>は脱臼のうち一つ以上</u> <u>の症状が続く場合</u>
筋ジス トロフ イー	<u>9</u> ～ <u>15</u>	(略)	(略)
	<u>16</u>	<u>9から15までに掲げるも</u> <u>ののほか、筋ジストロフ</u> <u>イー</u>	<u>運動障害、知的障害、</u> <u>意識障害、自閉傾向、</u> <u>行動障害（自傷行為又</u> <u>は多動）が続く場合又</u> <u>は治療として強心薬、</u>

	設)		
	<u>4</u> ・ <u>5</u>	(略)	(略)
	<u>6</u>	<u>ペリツェウス・メルツバ</u> <u>ッヘル病</u>	<u>同上</u>
エカル ディ・ グティ エール 症候群	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)
筋ジス トロフ イー	<u>8</u> ～ <u>14</u>	(略)	(略)
	(新 設)	(新設)	(新設)

			利尿薬、抗不整脈薬、 末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬 、呼吸管理（人工呼吸 器、気管切開術後、経 鼻エアウェイ等の処置 を必要とするものをい う。） 、酸素療法、中 心静脈栄養若しくは経 管栄養の一つ以上を継 続的に行っている場合				
<u>けいれん 痙攣重 積型急 性脳症</u>	17	<u>けいれん 痙攣重積型（二相性）急 性脳症</u>	運動障害、知的障害、 意識障害、自閉傾向、 行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発 作、皮膚所見（疾病に 特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼 吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又 は脱臼のうち一つ以上 の症状が続く場合	（新設 ）	（新 設）	（新設）	（新設）
<u>自己免 疫介在 性脳炎 ・脳症</u>	18	<u>自己免疫介在性脳炎・脳 症</u>	運動障害、知的障害、 意識障害、自閉傾向、 行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発 作、皮膚所見（疾病に 特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼 吸異常、体温調節異常	（新設 ）	（新 設）	（新設）	（新設）

			<u>、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	骨系統疾患	15	<u>偽性軟骨無形成症</u> 次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、 脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合 ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		16	<u>多発性軟骨性外骨腫症</u> 同上
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		17	<u>TRPV4異常症</u> 同上
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		18	<u>点状軟骨異形成症（ペルオキシソーム病を除く。）</u> 次 次のいずれかに該当する場合 ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合 イ 重度の四肢変形、 脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の

						<u>症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u> <u>エ 血液凝固異常に対する治療を行う場合</u>
	(削る)	(削る)	(削る)		19	<u>内軟骨腫症</u> <u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u>
	(削る)	(削る)	(削る)		20	<u>2型コラーゲン異常症関連疾患</u> 同上
	(削る)	(削る)	(削る)		21	<u>ビールズ症候群</u> 同上

	る)		
	(削 る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>19</u> ～ <u>22</u>	(略)	(略)
神経皮 膚症候 群	<u>23</u> ～ <u>25</u>	(略)	(略)
	<u>26</u>	<u>スタージ・ウェーバー症 候群</u>	<u>同上</u>
	<u>27</u>	(略)	(略)
(略)	<u>28</u> ・ <u>29</u>	(略)	(略)
頭蓋骨 縫合早 期癒合 症	<u>30</u> ～ <u>32</u>	(略)	(略)
	<u>33</u>	<u>30から32までに掲げるも ののほか、重度の頭蓋骨 早期癒合症</u>	(略)
<u>脆弱X 症候群</u>	<u>34</u>	<u>脆弱X症候群</u>	<u>運動障害、知的障害、 意識障害、自閉傾向、 行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発 作、皮膚所見（疾病に 特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼 吸異常、体温調節異常</u>

	<u>22</u>	<u>ラーセン症候群</u>	<u>同上</u>
(略)	<u>23</u> ～ <u>26</u>	(略)	(略)
神経皮 膚症候 群	<u>27</u> ～ <u>29</u>	(略)	(略)
	(新 設)	(新設)	(新設)
	<u>30</u>	(略)	(略)
(略)	<u>31</u> ・ <u>32</u>	(略)	(略)
頭蓋骨 縫合早 期癒合 症	<u>33</u> ～ <u>35</u>	(略)	(略)
	<u>36</u>	<u>33から35までに掲げるも ののほか、重度の頭蓋骨 早期癒合症</u>	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)

			<u>、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>
(略)	<u>35</u> ～ <u>39</u>	(略)	(略)
先天性 感染症	<u>40</u> ～ <u>43</u>	(略)	(略)
先天性 グリコ シルホ スファ チジル イノシ トール (G P I) 欠 損症	<u>44</u>	<u>先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (G P I) 欠損症</u>	<u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</u>
(略)	<u>45</u> ・ <u>46</u>	(略)	(略)
先天性 ミオパ チー	<u>47</u> ～ <u>52</u>	(略)	(略)
	<u>53</u>	<u>47から52までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー</u>	(略)
(略)	<u>54</u>	(略)	(略)

(略)	<u>37</u> ～ <u>41</u>	(略)	(略)
先天性 感染症	<u>42</u> ～ <u>45</u>	(略)	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)
(略)	<u>46</u> ・ <u>47</u>	(略)	(略)
先天性 ミオパ チー	<u>48</u> ～ <u>53</u>	(略)	(略)
	<u>54</u>	<u>48から53までに掲げるもののほか、先天天性ミオパチー</u>	(略)
(略)	<u>55</u>	(略)	(略)

	～ <u>62</u>		
乳児両 側線条 体壊死	<u>63</u>	(略)	(略)
脳クレ アチン 欠乏症 候群	64	脳クレアチン欠乏症候群	運動障害、知的障害、 意識障害、自閉傾向、 行動障害（自傷行為又 は多動）、けいれん発 作、皮膚所見（疾病に 特徴的で、治療を要す るものをいう。）、呼 吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又 は脱臼のうち一つ以上 の症状が続く場合
(略)			

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
(削る)	(削 る)	(削る)	(削る)
(略)	<u>1</u> ～ <u>3</u>	(略)	(略)
(削る)	(削 る)	(削る)	(削る)

	～ <u>63</u>		
乳児両 側線条 体壊死	<u>64</u>	(略)	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)
(略)			

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
遺伝性 すい 膵炎	<u>1</u>	遺伝性膵炎 ^{すい}	体重増加不良、成長障 害、易疲労性、反復す る腹痛発作又は慢性の 脂肪便のうち一つ以上 の症状が認められる場 合
(略)	<u>2</u> ～ <u>4</u>	(略)	(略)
家族性	<u>5</u>	家族性腺腫性ポリポーシ	左欄の疾病名に該当す

）	る）		
（略）	<u>4</u> ～ <u>29</u>	（略）	（略）
腸リン パ管拡 張症	<u>30</u>	（略）	（略）
<u>難治性</u> <u>すい</u> <u>膵炎</u>	<u>31</u>	<u>遺伝性膵炎</u> すい	<u>体重増加不良、成長障 害、易疲労性、反復す る腹痛発作又は慢性の 脂肪便のうち一つ以上 の症状が認められる場 合</u>
	<u>32</u>	<u>自己免疫性膵炎</u> すい	<u>同上</u>
（略）			
ヒルシ ュスプ ルング 病及び 類縁疾 患	（略） ）	（略）	（略）
<u>ポリポ ーシス</u>	<u>38</u>	<u>カウデン症候群</u>	<u>左欄の疾病名に該当す る場合</u>
	<u>39</u>	<u>家族性腺腫性ポリポーシ ス</u>	<u>同上</u>
	<u>40</u>	<u>若年性ポリポーシス</u>	<u>同上</u>

<u>腺腫性 ポリポ ーシス</u>		<u>ス</u>	<u>る場合</u>
（略）	<u>6</u> ～ <u>31</u>	（略）	（略）
腸リン パ管拡 張症	<u>32</u>	（略）	（略）
（新設 ）	（新 設）	（新設）	（新設）
	（新 設）	（新設）	（新設）
（略）			
ヒルシ ュスプ ルング 病及び 類縁疾 患	（略） ）	（略）	（略）
（新設 ）	（新 設）	（新設）	（新設）
	（新 設）	（新設）	（新設）
	（新 設）	（新設）	（新設）

	<u>41</u>	<u>ポイツ・ジェガース症候群</u>	<u>同上</u>
(略)	<u>42</u> ・ <u>43</u>	(略)	(略)

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)	(略)
	7	(略)	(略)
	<u>8</u>	<u>アントレー・ビクスラー症候群</u>	<u>基準（ウ）を満たす場合</u>
	<u>9</u>	ウィーバー症候群	<u>基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合</u>
	<u>10</u> ～ <u>12</u>	(略)	(略)
	<u>13</u>	<u>コフィン・シリス症候群</u>	<u>基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合</u>
	<u>14</u> ～ <u>17</u>	(略)	(略)
	<u>18</u>	<u>シンプソン・ゴラビ・ベームル症候群</u>	<u>基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合</u>
	<u>19</u>	(略)	(略)
	<u>20</u>	<u>スミス・レムリ・オピッツ症候群</u>	<u>同上</u>

	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	<u>38</u> ・ <u>39</u>	(略)	(略)

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)	(略)
	7	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>8</u>	ウィーバー症候群	<u>同上</u>
	<u>9</u> ～ <u>11</u>	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>12</u> ～ <u>15</u>	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>16</u>	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)

<u>21</u> ～ <u>23</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	<u>VATER症候群</u>	<u>基準（ア）、基準（イ）若しくは基準（ウ）を満たす場合又は排尿排便障害がみられる場合</u>
<u>25</u>	<u>ファイファー症候群</u>	<u>基準（ア）又は基準（ウ）を満たす場合</u>
<u>26</u> ・ <u>27</u>	(略)	(略)
<u>28</u>	<u>メビウス症候群</u>	<u>基準（ア）又は基準（ウ）を満たす場合</u>
<u>29</u>	<u>モワット・ウィルソン症候群</u>	<u>基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合</u>
<u>30</u>	<u>ヤング・シンプソン症候群</u>	<u>基準（ア）又は基準（イ）を満たす場合</u>
<u>31</u> ・ <u>32</u>	(略)	(略)

備考 (略)

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
眼皮膚白皮症（先天	1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は

<u>17</u> ～ <u>19</u>	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>20</u> ・ <u>21</u>	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>22</u> ・ <u>23</u>	(略)	(略)

備考 (略)

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
眼皮膚白皮症（先天	1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は

性白皮 症)			眼皮膚白皮症である こと。 イ 症候型眼皮膚白皮 症（チェディアック ・東症候群及びグリ セリ症候群）でない こと。
(略)			
膿疱性 乾癬（ 汎発型 ）	(略)	(略)	(略)
肥厚性 皮膚骨 膜症	10	肥厚性皮膚骨膜症	非特異性多発性小腸潰 瘍症がみられる場合又 は多汗症、皮膚肥厚、 眼瞼下垂、関節症状若 しくはリンパ浮腫のい ずれかに対する治療が 必要な場合
表皮水 疱症	11	(略)	(略)
無汗性 外胚葉 形成不 全	12	無汗性外胚葉形成不全	全身の75%以上が無汗 (低汗) である場合
(略)	13	(略)	(略)

第十五表 骨系統疾患

性白皮 症)			眼皮膚白皮症である こと。 イ 症候型眼皮膚白皮 症（ヘルマンスキー ・パドラック症候群 ・チェディアック・ 東症候群及びグリセ リ症候群）でないこ と。
(略)			
膿疱性 乾癬（ 汎発型 ）	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)
表皮水 疱症	10	(略)	(略)
(新設)	(新 設)	(新設)	(新設)
(略)	11	(略)	(略)

(新設)

<u>区分</u>	<u>番号</u>	<u>疾病名</u>	<u>疾病の状態の程度</u>
<u>胸郭不全症候群</u>	<u>1</u>	<u>胸郭不全症候群</u>	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 脊柱変形に対する治療が必要な場合</u> <u>イ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u> <u>ウ 中心静脈栄養又は経管栄養を行う場合</u> <u>エ 脊髄障害による排尿排便障害がみられる場合</u>
<u>骨系統疾患</u>	<u>2</u>	<u>偽性軟骨無形成症</u>	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、脊柱側^{わん}弯又は脊^ひ髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要</u>

		<u>とするものをいう。</u> <u>) 又は酸素療法を行</u> <u>う場合</u>
<u>3</u>	<u>骨形成不全症</u>	<u>治療で補充療法、機能</u> <u>抑制療法その他の薬物</u> <u>療法又は外科的治療を</u> <u>行う場合</u>
<u>4</u>	<u>骨硬化性疾患</u>	<u>脳神経障害、骨髄炎若</u> <u>しくは骨折の症状が続</u> <u>く場合又は治療が必要</u> <u>な場合</u>
<u>5</u>	<u>進行性骨化性線維異形成</u> <u>症</u>	<u>左欄の疾病名に該当す</u> <u>る場合</u>
<u>6</u>	<u>大理石骨病</u>	<u>同上</u>
<u>7</u>	<u>多発性軟骨性外骨腫症</u>	<u>次のいずれかに該当す</u> <u>る場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症</u> <u>状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、</u> <u>脊柱側弯又は脊髄麻</u> <u>痺のうち一つ以上の</u> <u>症状に対する治療が</u> <u>必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（</u> <u>人工呼吸器、気管切</u> <u>開術後、経鼻エアウ</u> <u>エイ等の処置を必要</u> <u>とするものをいう。</u> <u>) 又は酸素療法を行</u> <u>う場合</u>

<u>8</u>	<u>低ホスファターゼ症</u>	<u>左欄の疾病名に該当する場合</u>
<u>9</u>	<u>TRPV4異常症</u>	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u>
<u>10</u>	<u>点状軟骨異形成症（ペルオキシソーム病を除く。）</u>	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウ</u>

		<u>エイ等の処置を必要とするものをいう。</u> <u>) 又は酸素療法を行う場合</u> <u>エ 血液凝固異常に対する治療を行う場合</u>
11	内軟骨腫症	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、 脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u>
12	軟骨低形成症	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、第</u>

		<u>五表の備考に定める基準を満たすものに限る。</u> <u>イ 外科的治療を行う場合</u> <u>ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合</u> <u>エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</u>
	<u>13 軟骨無形成症</u>	<u>同上</u>
	<u>14 2型コラーゲン異常症関連疾患</u>	<u>次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</u> <u>イ 重度の四肢変形、^{わん}脊柱側弯又は^も脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</u> <u>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行</u>

			<u>う場合</u>
	<u>15</u>	<u>ビールズ症候群</u>	<u>同上</u>
	<u>16</u>	<u>ラーセン症候群</u>	<u>同上</u>

第十六表 脈管系疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
<u>脈管奇形</u>	<u>1</u>	<u>青色ゴムまり様母斑症候群</u>	<u>疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合</u>
	<u>2</u>	<u>巨大静脈奇形</u>	<u>同上</u>
	<u>3</u>	<u>巨大動静脈奇形</u>	<u>同上</u>
	<u>4</u>	<u>クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群</u>	<u>同上</u>
	<u>5</u>	<u>原発性リンパ浮腫</u>	<u>同上</u>
	<u>6</u>	<u>リンパ管腫</u>	<u>治療が必要な場合</u>
	<u>7</u>	<u>リンパ管腫症</u>	<u>同上</u>

別表第一 腎機能低下及び成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長症用身長基準
（表略）

別表第二 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群及びヌーナン症候群用身長基準
（表略）

別表第三・別表第四 （略）

（新設）

別表第一 腎機能低下、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症及び成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長症用身長基準
（表略）

別表第二 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、ターナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用身長基準
（表略）

別表第三・別表第四 （略）

○厚生労働省告示第六十一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後		改正前	
二 令第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体 の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 イ（略） ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの		二 令第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体 の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 イ（略） ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの	
疾患群	治療状況等の状態	疾患群	治療状況等の状態
（略）	（略）	（略）	（略）
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	（新設）	（新設）
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	（新設）	（新設）

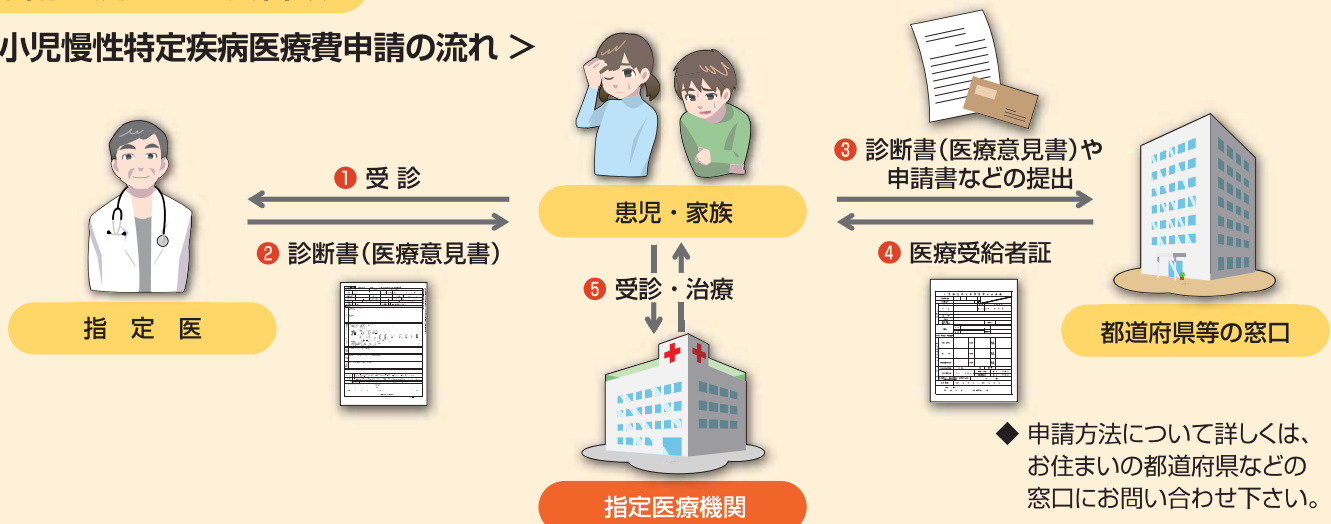
小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病は 平成30年4月1日から**756疾病**に拡大しています

新しく追加された疾病

- フィブロネクチン腎症
 - リポタンパク系球体症
 - 乳児特発性僧帽弁腱索断裂
 - ATR-X症候群
 - 痙攣重積型(二相性)急性脳症
 - 自己免疫介在性脳炎・脳症
 - スタージ・ウェーバー症候群
 - 脆弱X症候群
 - 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
 - 先天性大脳白質形成不全症
 - その他筋ジストロフィー ※全ての筋ジストロフィーが対象になります。
 - 脳クレアチン欠乏症候群
 - カウデン症候群
 - 自己免疫性脾炎
 - 若年性ポリポーシス
 - ポイツ・ジェガース症候群
 - アントレー・ビクスラー症候群
 - コフィン・シリス症候群
 - シンプソン・ゴラビ・ベームル症候群
 - スミス・レムリ・オピッツ症候群
 - VATER症候群
 - ファイファー症候群
 - メビウス症候群
 - モワット・ウィルソン症候群
 - ヤング・シンプソン症候群
 - 肥厚性皮膚骨膜炎
 - 無汗性外胚葉形成不全
 - 胸郭不全症候群
 - 骨硬化性疾患
 - 進行性骨化性線維異形成症
 - 青色ゴムまり様母斑症候群
 - 巨大静脈奇形
 - 巨大動静脈奇形
 - クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群
 - 原発性リンパ浮腫
- ※医療費助成の認定を受けると、医療費助成の他に、**日常生活用具給付事業**や**小児慢性特定疾病児童等自立支援事業**の対象となります。

申請の流れと必要書類

< 小児慢性特定疾病医療費申請の流れ >



医療費助成の申請に必要な書類(1～5)

1	診断書(医療意見書)	3	公的医療保険の被保険者証のコピー
2	申請書(小児慢性特定疾病医療費支給認定用)	4	市町村民税の課税状況の確認書類
		5	世帯全員の住民票の写し

※都道府県等の窓口から申請者(保護者など)に対して、1から5以外の書類の提出を求める場合があります。

詳しくは…

「**小児慢性特定疾病情報センター**」のホームページをご覧ください。

小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>

- ・ お住まいの都道府県、指定都市、中核市ごとの申請窓口
- ・ 都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引きなどが掲載されています。